

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書

「義援金差押禁止法」とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が被災者の手元に残るようにするため議員立法で成立させたものである。

また、2016年の熊本地震や、2018年の大阪北部地震、西日本豪雨災害の際にも同様に法的枠組みを作り、国会会期中に速やかに成立させている。

しかし、これまでの法律は台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、災害発生のたびに立法化されてきた経緯があり、近年のわが国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところである。

よって国においては、下記について措置するよう求める。

記

- 1 激甚災害や大規模な事故などの罹災者に国や地方自治体から支給される「義援金」「被災者生活再建支援金」「災害障害見舞金」「災害弔慰金」などを金融機関等が差し押さえることを禁止する「義援金差押禁止法」については、近年、自然災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置では対応までの時間差が生じ、結果的に罹災者への支給が届かないなどの事態が発生し対応が不十分になることから、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、恒久法としての立法化を早期に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月13日

高崎市議会議長 柄 沢 高 男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官

} 殿